

## 公園の整備基準（原案）

公園に関する一般都市施設整備基準（現行施行規則 別表第 4（第 4 条第 1 項））

※下線部分…新たに追加した基準・項目

整備項目	一般都市施設整備基準
1 出入口	<p>出入口のうち 1 以上は次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90 センチメートル以上とすること。</p> <p><u>(3)</u> 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (5)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p> <p>(6) 路面は平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 出入口を横断する排水溝を設ける場合には、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
2 通路	<p>通路のうち 1 以上は次に定める構造とし、1 の項の規定により設けられた出入口に接続すること。</p> <p>(1) 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120 センチメートル以上とすることができる。</p> <p><u>(2)</u> (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p><u>(3)</u> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。</p> <p><u>(5)</u> 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況</p>

	<p>その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(7) 路面は、平たんであること。</p> <p>(8) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造とすること。</p>
3 階段	<p>2の項の規定により設けられた通路に階段（その踊場を含む。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p><u>(1)</u> 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(2)</u> 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p><u>(3)</u> 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(4)</u> 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p><u>(5)</u> 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p><u>(6)</u> 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p><u>(7)</u> 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(8) 階段の始末端部に近接した通路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は原則として黄色とすること。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 形状は次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。</p> <p>(イ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p>
4 傾斜路	<p>2の項の規定により設けられた通路に傾斜路（階段又は段に代わり、</p>

	<p>又はこれに併設するものに限る。) を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(4) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(5) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(6) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
5 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 2の項に定める構造の通路に近接した場所に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
6 附帯設備	<p>(1) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめのひじかけのあるものを1以上設けること。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合は、天板の下部の高さ65センチメートル以上70センチメートル以下、奥行き45センチメートル程度のスペースを設けること。複数の野外卓を設ける場合は、それぞれ220センチメートル以上の間隔を空けること。</p> <p>(3) 水飲場を設ける場合は、1以上は高齢者、障害者等の円滑な利用</p>

	に適した構造とし、2の項に定める通路に接続すること。
7 掲示板及び標識	掲示板及び標識を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 (2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。 (3) 1から6の項までの規定により設けられた公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項に定める出入口の付近に設けなければならない。

公園に関する指定施設整備基準（現行施行規則 別表第7（第4条第2項））

※下線部分…新たに追加した基準・項目

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち2以上は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p><u>イ</u> 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p><u>ウ</u> 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p> <p>カ 路面は平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 出入口を横断する排水溝を設ける場合には、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>ク 歩道上から出入口に至る経路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(ア) 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>(イ) 色は原則として黄色とすること。</p> <p>(ウ) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>(エ) 形状は次のとおりとすること。</p> <p>a 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする</p> <p>こと。</p> <p>b 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。</p> <p>c 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、3の項に定める構造に準じたものとする</p> <p>こと。</p>
2 通路	<p>通路のうち1以上は次に定める構造とし、1の項(1)の規定により設けられた出入口に接続すること。</p> <p>(1) 幅は、180センチメートル以上とすること。</p>

	<p>(2) (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p><u>(5)</u> 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(7) 路面は、平たんであること。</p> <p>(8) 通路から広場等へ出入りする部分に段が生じる場合は、8%以下のこう配ですりつけることとし、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上とすること。</p> <p>(9) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
3 階段	<p>2の項の規定により設けられた通路に階段（その踊場を含む。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 階段の両側には、以下に定める手すりを設けること。</p> <p>ア 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとを併設すること。</p> <p>イ 階段の踊場の手すりは連続して設けること。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 手すりは階段及び段の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と並行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p><u>オ</u> 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(2) 回り段がないこと。</p> <p>(3) 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(4) 段鼻には滑り止めを設けること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>(6) けこみ板を設けること。</p>

	<p>(7) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(9) 階段の始末端部に近接した通路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ 30 センチメートル又は 40 センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は原則として黄色とすること。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 形状は次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(イ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p>
4 傾斜路	<p>2 の規定により設けられた通路に傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8 パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(4) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(5) 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(6) 以下に定める手すりを<u>両側</u>に設けること。</p> <p>ア 高さ 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下のものと高さ 65 センチメートルのものとを併設すること。</p> <p>イ 傾斜路の平坦な部分の手すりは連続して設けること。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 手すりは傾斜路の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程</p>

	<p>度に床面と並行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
<p>5 駐車場</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨の表示をすること。</p> <p>エ 2の項の規定により設けられた通路に近接した場所に設けること。</p> <p>オ 車いす使用者用駐車施設から2の項に定める構造の通路に至る経路は、同項に定める構造とすること。</p> <p>カ 水平な場所に設けること。</p> <p>キ 道路から駐車場に通ずる出入口には車いす使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示すること。</p> <p>ク 道路から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行うこと。</p>
<p>6 附帯設備</p>	<p>(1) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめのひじかけのあるものを2以上設けること。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合は、天板の下部の高さ65センチメートル以上70センチメートル以下、奥行き45センチメートル程度のスペースを設けること。複数の野外卓を設ける場合は、それぞれ220センチメートル以上の間隔を空けること。</p> <p>(3) 水飲みを設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、周囲には車いす使</p>



	<p>用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>ウ 水栓は、レバー式その他高齢者、障害者等が利用しやすい構造とすること。</p> <p>(4) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。</p>
<p>7 掲示板及び標識</p>	<p>掲示板及び標識を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p> <p>(5) 掲示板及び標識の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(6) 1から6の項までの規定により設けられた公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は1の項に定める出入口の付近に設けなければならない。</p>

公園の便所にかかる整備基準

※建築物の部の便所としての基準適合を求める。

※下線部分…新たに追加した基準・項目

- 1 便所は以下の基準を満たすこと。
  - (1) 床面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること。
  - (2) 便所の出入口の有効幅員は 80cm 以上とすること。
  - (3) 便所の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
  - (4) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる以下の構造の洗面器を 1 以上設けること。
    - ア 手すりを洗面器の前方（洗面器に耐荷重があり、体を支持できるものを除く。）及び両側に設けること。（乳幼児用を除く。）
    - イ 水栓は簡単に操作できるものとする。
    - ウ 洗面台の鏡は床上 90cm 以下から上方へ垂直に 80cm 以上の長さで設けること。
  - (5) 便所のうち 1 以上は、ベビーベッドを設けた便房(男女別の場合は各 1 以上)を 1 以上設け、その出入口にはその旨を表示すること。
  - (6) 便所のうち 1 以上は、ベビーチェアを設けた便房(男女別の場合は各 1 以上)を 1 以上設け、その出入口にはその旨を表示すること。
  - (7) 車いす使用者用便房がある便所は分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- 2 便所のうち 1 以上は、以下の基準を満たした車いす使用者用便房を 1 以上設けること。（男女別の場合は各 1 以上）
  - (1) 十分な空間を確保すること。
  - (2) 出入口には 30cm 以上の袖壁を設けること。（戸が自動的に開閉する構造で、円滑に利用できる場合を除く）
  - (3) 手すりを適切に配置すること。
  - (4) 手すりの位置及び構造は以下のア～カに掲げるものとする。
    - ア 手すりは腰掛便座の両側に水平部分の高さを合わせて設けること。
    - イ 壁側には L 型に手すりを設け、反対側には可動式の手すりを設けること。
    - ウ L 型の手すりは、水平部と鉛直部を有した構造とすること。
    - エ L 型手すりとは可動式の手すりの間隔は 70cm 以上 75cm 以下とすること。
    - オ 可動式手すりの長さは腰掛便座の先端に合わせる。
    - カ L 型手すりの縦手すりは腰掛便座先端から 25cm 程度とすること。
  - (5) 腰掛便座を適切に配置すること。
  - (6) 腰掛便座の位置及び構造は以下に掲げるものとする。

ア 腰掛便座はL型手すりと可動式の手すりの真ん中に設けること。

イ 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さに合わせること。

ウ 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるものとする。

(7) 車いす使用者が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

ア 水栓は簡単に操作できるものとする。

イ 洗面台の鏡は床上 90cm 以下から上方へ垂直に 80cm 以上の長さで設けること。

ウ 洗面器の下端の高さは車いす使用者のひざが入るよう、65cm 以上 70cm 以下とすること。

(8) 便房の出入口に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示をすること。

(9) 紙巻器は便座から手の届く位置に設けること。

(10) 非常用呼び出しボタンを便座から手の届く位置と、転倒した場合を想定した位置の2か所に設けること。(設置した場合は、当該基準を遵守すること。)

3 便所のうち1以上は、以下の基準を満たした水洗器具を設けた便房を1以上設けること。(男女別の場合は各1以上)

(1) 便房の出入口に水洗器具を設けた便房である旨の表示をすること。

(2) 水洗器具を設けた便房内に、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。(汚物入れについては、管理者が常駐している場合に限る。)

(3) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器を適切に配置すること。

4 便所内に男性用小便器を設ける場合は、そのうち1以上は次に掲げるものであること。

(1) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器とすること。

(2) 前面・両側に手すりを設けること。(乳幼児用を除く。)

(3) 前面に設ける手すりは、便器の面と合わせること。

(4) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

5 便所内にその他の便房を設ける場合は、当該便所のうち1以上(男女別の場合は各1以上)は次に掲げるものであること。

(1) 手すりを設けること。

(2) 戸は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 便器は腰掛便座とすること。